○農林水産省令第六十八号

土地改良法の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十三号）及び土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第二百九十四号）の施行に伴い、並びに土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、土地改良法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十七日

農林水産大臣　吉川　貴盛

土地改良法施行規則の一部を改正する省令

土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（事業参加の申出） **第二条**　法第三条第一項第二号の規定による申出をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に、申出書を農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に提出しなければならない。 一　法第五条第二項、第四十八条第三項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項、第八十五条の三第二項若しくは第七項、第八十七条の二第三項、第八十八条第一項、第九十五条第二項、第九十五条の二第二項、第九十六条の二第二項若しくは第九十六条の三第二項又は土地改良法施行法（以下「施行法」という。）第五条第四項（施行法第七条第二項及び第九条において準用する場合を含む。）の規定による公告がされる場合　当該公告の期間満了後五日以内 二　法第四十八条第六項（法第八十八条第六項、第九十五条の二第三項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による申出をする場合　当該申出の前まで 三　土地改良事業に参加する資格を交替しようとする場合　当該交替を希望する日の七日前まで	（事業参加の申出） **第二条**　法第三条第一項第二号の規定による申出をしようとする者は、法第五条第一項の規定により土地改良区を設立しようとする場合にあつては同条第二項の、法第四十八条第一項の規定により土地改良事業計画を変更し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合にあつては同条第三項の、法第八十五条第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、法第八十五条の二第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、法第八十五条の三第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、同条第六項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第七項の、法第八十七条の二第一項の規定により同項第二号の事業を行おうとする場合にあつては同条第三項の、法第八十八条第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の計画の変更をしようとする場合にあつては同項の、法第九十五条第一項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構が土地改良事業を行おうとする場合又は同項の規定により数人が共同して土地改良事業を行おうとする場合にあつては同条第二項の、法第九十五条の二第一項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構が土地改良事業の計画を変更しようとする場合又は同項の規定により数人が共同して行う土地改良事業の計画を変更しようとする場合にあつては同条第二項の、法第九十六条の二第一項の規定により市町村が土地改良事業を行おうとする場合にあつては同条第二項の、法第九十六条の三第一項の規定により市町村が土地改良事業の計画を変更しようとする場合にあつては同条第二項の、土地改良法施行法（以下「施行法」という。）第五条第一項（施行法第七条第二項及び第九条において準用する場合を含む。）の規定による当該組織を変更しようとする場合にあつては施行法第五条第四項（施行法第七条第二項及び第九条において準用する場合を含む。）の規定による公告の期間満了後五日以内（法第四十八条第六項（法第八十八条第六項、法第九十五条の二第三項及び法第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。以下この条及び